

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第3章 実用新案法

1. 改正動向

実用新案法は2006年10月1日付で全面改正され、審査前登録制度は審査後登録制度に変更され、技術評価制度、二重出願制度は廃止されるなど全般的に特許法制度と統一された。

2. 保護の対象

特許法は“発明”を保護の対象とするが、実用新案法は“考案”を保護の対象とする(実用新案法第1条)。したがって特許法の保護対象は技術的思想の創作として高度なものとされているのに対し、実用新案法のそれは単に創作であれば充分であり高度である必要はない。特許法の保護対象になる発明には“物”に関する発明と“方法”に関する発明が含まれるが、実用新案法は“物”に関する考案だけを保護対象とし“方法”に関する考案は保護対象としていない。“物”はまた一定の形態を持つ“物品”と一定の形態がない“物質”に区分することができる。物品は現行特許法と実用新案法上共に保護対象になる。しかし物質、例えば農薬、医薬、DNA構造、微生物、有機化合物、セメント組成物などは特許法上の保護対象とはなるが、実用新案法上の保護対象にはならない。

3. 登録要件

考案が実用新案として登録されて保護を受けるためには特許法と同様に産業上の利用可能性、新規性、進歩性などの登録要件をあまねく揃えなければならない。これら実体的登録要件が欠如している場合、登録前には審査過程で拒絶理由に、登録後には無効審判による登録無効事由に該当する。登録要件は下記の通りである。

- ① 考案の成立性、新規性/進歩性などの登録要件欠如
- ② 不登録事由
- ③ 特許を受けられない物に該当する場合
- ④ 先願主義違反
- ⑤ 共同出願規定の違反
- ⑥ 条約違反
- ⑦ 明細書記載要件違反
- ⑧ 考案の単一性要件違反
- ⑨ 明細書の補正により新規事項が追加された場合

特許法上の不特許事由と同様に実用新案法にも不登録事由(上記②)があるが、その内容は若干相異なり、実用新案法は制度本来の趣旨による不登録事由について別途に規定している。すなわち、国旗又は勲章と同一・類似の考案、公共の秩序又は善良な風俗に反するとか公衆の衛生を害するおそれがある場合である。

4. 実用新案登録を受けるまでの手続概要

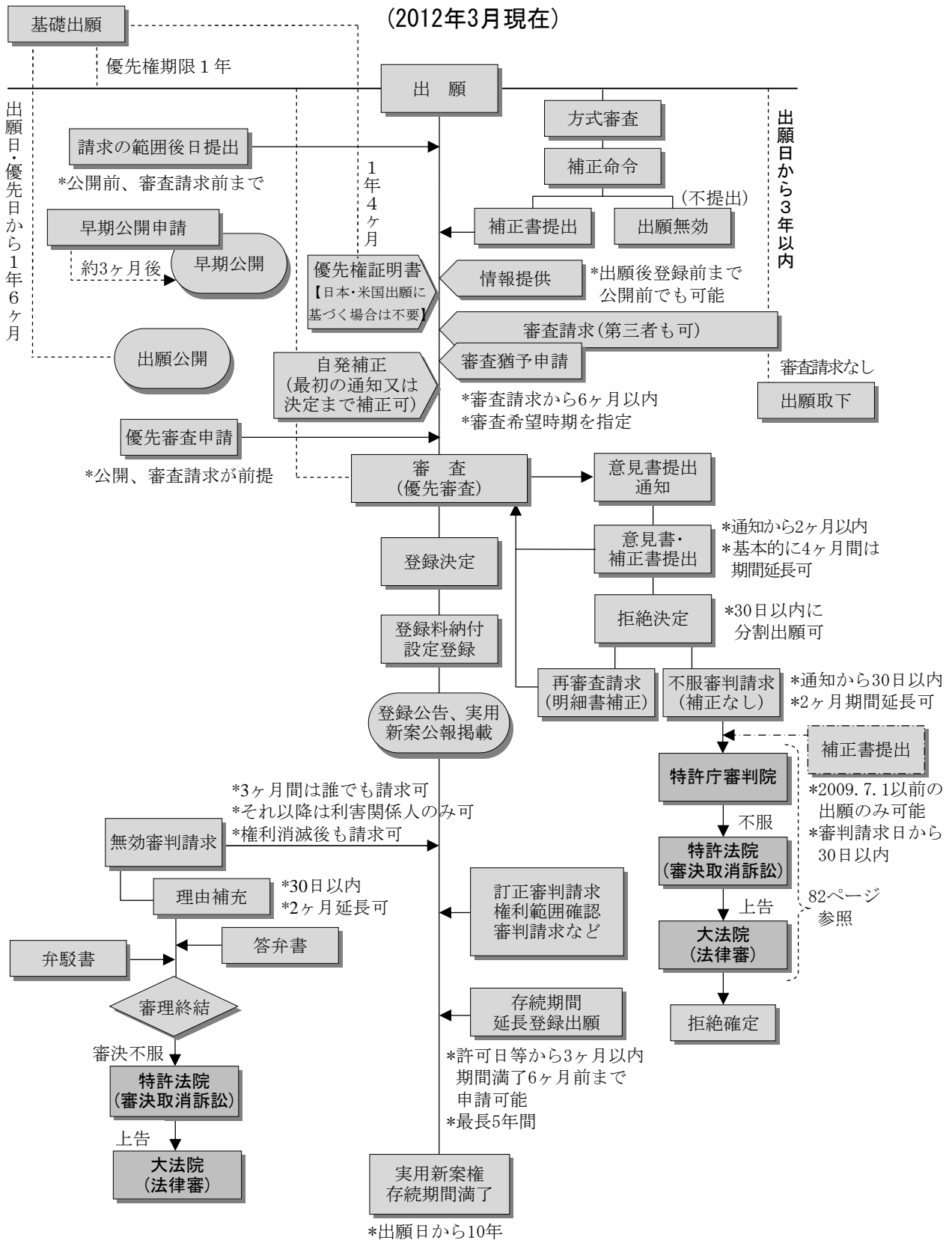
4-1 実用新案登録出願手続

実用新案登録出願手続は特許手続(58ページを参照)と類似するが次の点で差がある。

- ① 実用新案登録出願書には図面が必ず添付されなければならない。実用新案法は物品の形状、構造又は組合に関する考案を登録対象としているので物品に具体化される考案を理解するためには図面の提出が必要である。国際実用新案登録出願の場合にも図面の提出は必須である。
- ② 実用新案法上の考案は物品の形状、構造又はそれらの組合せに関するものであって、表現されるカテゴリーが物品に限定されており、方法まで保護する特許出願の場合とは違いがあるものの、関連の深い1群の考案を1つの考案としてまとめて出願できる。
- ③ 出願に伴うオフィシャルフィーは、電子出願制度を利用して出願する場合、基本料17,000ウォンで、書面で出願する場合には基本料17,000ウォンに1ページ当たり1,000ウォンがさらに加算される(代理人手数料、翻訳料などは別途)。なお、出願後1ヶ月以内に出願取下げ/出願放棄した場合には出願料及び同時に納付した審査請求料について払い戻しを受けることができる。

実用新案登録から権利取得まで

(2012年3月現在)



4-2 特殊な出願

(1) 分割出願

実用新案法上の分割出願制度は特許法とその要件、手続及び効果面で同じである。分割出願の時期は特許法の規定と同一であり、明細書の補正可能な期間及び拒絶決定に対する不服審判を請求することができる期間(拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日以内)内に可能である。

(2) 変更出願

① 意義及び趣旨

変更出願とは特許出願をした者がその出願に基づいて同一の考案を実用新案登録出願として変更して出願することをいう。特許は実用新案登録に比べて高度の進歩性を要求するので特許法規定の所定の進歩性を認めることができない場合、実用新案登録出願に変更して登録を受ける機会を付与するためのものである。

② 変更出願の要件

変更出願される考案は特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内でなければならない。時期的には特許出願に関して最初の拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日が経過する前まで可能である。

③ 変更出願の効果

特許出願から実用新案登録出願に変更出願すると実用新案登録出願は特許出願された時に出願されたものとして取り扱われ、特許出願はその時点で取り下げられたものとみなされる。

4-3 出願補正制度

(1) 補正の時期

特許法と同様に、原則として“明細書、図面又は要約書”の補正は特許決定の謄本が送達される前まで可能である。ただし、拒絶理由の通知を受けた後は、意見書提出通知に対する意見書提出期間及び拒絶決定不服審判請求日から30日以内(2009年7月1日以前の出願)、又は拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に再審査を請求したとき(2009年7月1日後の出願)に補正可能な時期が限定される。

(2) 補正の範囲

明細書または図面の補正の範囲は特許法の規定と同一であり、実用新案登録出願書に最初に添付した明細書または図面に記載された事項の範囲内でのみ行なうことができ、最後の意見書提出通知(拒絶理由通知)又は拒絶決定後の補正はさらに制限的にの

み認められる。この補正範囲を逸脱した場合は、登録後は登録無効審判における無効事由に該当し無効となる可能性がある。

4-4 審査請求

実用新案登録出願は出願日から3年が経過する前に出願人又は第三者が審査請求した場合にのみ審査に着手する。この期間内に審査請求がない場合、当該実用新案登録出願は取下げられたものとみなす。特許出願の場合と同様に審査請求の取下げは不可能である。

審査請求料は請求項第1項までは基本料82,000ウォン、第2項以降は1項当たり17,000ウォンのオフィシャルフィーが加算される。

4-5 審査猶予申請制度

2008年10月1日施行の改正実用新案法施行規則により、実用新案登録出願に対する審査時期を出願人が指定できるようになった。この制度は、審査請求と同時又は審査請求日から6ヶ月以内に審査猶予申請書を提出し、この申請書の中で審査時期を審査請求日から申請後18ヶ月経過時から審査請求期限(出願日から3年)までの間で指定することができるというものである。なお、審査猶予申請から2ヶ月以内であれば申請の取消や審査時期の変更が可能である。

4-6 実体審査

審査後登録制度を採択しているため、特許と同様に担当審査官による実質的な実体審査を経て、拒絶理由が見つからない場合に限り登録される。

4-7 再審査請求制度

2009年7月1日以降の出願から適用されており、特許出願の場合(第2章3-13;67ページ参照)と同じである。

4-8 実用新案登録如何決定の保留

2007年7月1日から施行された改正実用新案法施行規則では、国内優先権主張を通じた改良技術の出願機会を補償するために、実用新案登録出願審査の請求後、出願人が出願日から6ヶ月以内に実用新案登録如何決定保留申請書を提出した場合には出願日から12ヶ月が経過する前まで実用新案登録の決定を保留することができる。

4-9 優先審査

実用新案登録出願についても特許出願と同様に優先審査制度が適用され、出願と同時に審査請求をし、その出願後2ヶ月以内に優先審査の申請があった実用新案登録出願については別途の要件なしに優先審査が行われる(特許の優先審査要件のうち、いわゆる日韓特許審査ハイウェイの部分がない代わりにこの要件が追加された)。

5. 権利の取得と維持

5-1 設定登録及び登録公告

特許権と同様に、登録決定又は登録審決謄本の送達を受けた日から3ヶ月以内に最初の3年分の実用新案登録料を一括して納付しなければならない。このとき、登録を望まない請求項については登録料を納付しないことにより請求項ごとに放棄・維持を選択できる。最初3年分の実用新案登録料を納付すれば実用新案権の設定登録が行なわれ、設定登録によって実用新案権が発生する。特許庁長は設定登録があった場合は公報に掲載し登録公告をして公衆の閲覧に供する。

5-2 登録料の納付

実用新案権設定登録を受けた実用新案権は、4年次以降の登録料は1年次分、数年次分又は全年次分を該当年次開始以前に納付しなければならず、第三者でも利害関係人は実用新案権者の意思にかかわらず登録料を納付することができる。登録料の追納規定は特許法の規定が準用される。(特許料の納付77ページを参照のこと。実用新案登録料及び4年次以降の各年度維持年金については[付録4]329ページを参考のこと。)

5-3 権利の存続期間

実用新案権の存続期間は、実用新案権の設定登録日から実用新案登録出願日後10年になる日までである。

5-4 実用新案権の内容

実用新案権が発生すると、実用新案登録権者は業としてその考案を実施することができる権利を独占する。

5-5 出願人(権利者)情報変更手続きの簡素化

2008年1月1日からは、出願・登録の区別なく「出願書」および「登録原簿」の住所など(特許、実用新案、商標、デザイン全てについて)を一回の出願人情報変更申請で一括変更できるように制度が変更された。(本文79ページを参照のこと)

[付録 3] 日韓知的財産関連分野の差異点对照表

1. 一般／四法共通

項目	韓国	日本
用語	決定	査定
用語	特許庁長	特許庁長官
用語	法院、高等法院、大法院	裁判所、高等裁判所、最高裁判所
用語	デザイン、デザイン保護法	意匠、意匠法
用語	拒絶理由、意見書提出通知	拒絶理由、拒絶理由通知
意見書提出	意見書提出通知から 2 ヶ月以内 特許・実用： 1 ヶ月ずつ原則的に 4 回まで延長可 (追加の延長は延長の必要性の疎明を要す) デザイン・商標： 1 ヶ月ずつ 2 回のみ延長可	特許・実用：原則 60 日 小笠原諸島などの特定地は 75 日 (職権により 15 日延長) 在外者は 3 ヶ月 (請求により 3 ヶ月延長) 意匠・商標：原則 40 日 小笠原諸島などの特定地は 55 日 (職権により 15 日延長) 在外者は 3 ヶ月(請求により 1 ヶ月延長)
拒絶査定 不服審判	審判請求は拒絶決定謄本送達日から 30 日 以内 在外者は 2 ヶ月 1 回のみ延長可 在內者は 1 ヶ月 1 回のみ延長可 審判請求日から 30 日以内に補正可	(平成 21 年 4 月 1 日より) 審判請求は拒絶査定謄本送達日から 3 ヶ月 以内 特許・実用：審判請求日と同時に補正可 意匠・商標：審判又は再審に継続している場 合に限り補正可
無効審判 請求人適格	特許・実用： 利害関係人、審査官のみ可能 (ただし、公益的無効理由については公告登 録日から 3 ヶ月間は何人も可能) デザイン・商標： 利害関係人、審査官のみ可能	何人も可能
実施行為の 範囲	輸出を含まない 商標についてのみ輸出を含む	輸出を含む(四法とも)

早期審査制度の根拠	なし	なし 運用で行っている
早期審査の対象	なし	- 外国関連 - 自己実施(2年以内の実施も含む) - 中小個人 - 大学・公的研究機関、承認・認定 TLO ※ スーパー早期審査(試行中) 実施関連出願かつ外国関連出願に係る出願
均等解釈	本質的部分であるかどうかについては判断しない	一部置換え部分が特定発明の本質的部分でないこと
間接侵害の範囲	物の発明の場合、その物の生産にのみ使用する物を、方法発明の場合、その方法の実施にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸渡し若しくは輸入し、又はそのものの譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為	左の行為に加え、 - 特許発明に係る物の生産に用いる物または特許発明に係る方法の使用に用いる物であって、その特許発明による課題解決に不可欠なものにつき、それが特許発明の実施に用いられることを知りながら、その物を生産・譲渡などする行為 - 特許発明に係る物または特許発明に係る方法により生産したものを業としての譲渡など又は輸出のために所持する行為を含む
医療行為	人間を手術、治療又は診断する方法の発明は、産業上利用することができる発明に該当しない ただし、人間を手術、治療又は診断に使用するための医療機器、医薬品などと人間から採取したもの(血液、小便、皮膚、毛髪など)を処理する方法、又はこれらを分析して各種データを収集する方法は産業上、利用することができる発明に該当する	人間を手術、治療又は診断する方法は、産業上利用することができる発明に該当しない なお、再生医療分野のうち、人間から採取したものを原材料として医薬品(例:血液製剤、ワクチン、遺伝子組換え製剤)又は医療材料(例:人工骨、培養皮膚シート)を製造する方法は、産業上利用することができる発明に該当する
損害賠償請求消滅時効	侵害を知った日から3年、 侵害行為から10年	侵害及び加害者を知ってから3年、 侵害行為から20年(民法729条)
PCT国内移行期限(翻訳文提出)	優先日から31ヶ月まで	優先日から30ヶ月まで
外国語出願	外国語による出願は一切認められない	外国語出願後1年2ヶ月以内に日本語翻訳文提出可
補正認定基準	翻訳文(PCT)	英語原文

3. 実用新案

項目	韓国	日本
実体審査	実体審査を経て登録を行う審査後登録制度を採用	実体審査を行わない無審査登録制度を採用 技術評価書の請求が可能
技術評価時期 審査請求時期	審査請求は出願から3年以内 分割・変更出願にあつては、上記期間経過後の出願日から30日以内	技術評価は出願後権利消滅後であってもいつでも可 ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、請求することはできない
その他	基本的に特許の差異点と同じ	基本的に特許の差異点と同じ

[付録 4] 知財四法の特許料・登録料・各年度維持年金(2012年)

想定為替レート 100 ドル=1110 ウォン

	項 目	Official Fee		
		(Korean Won)	(≒US\$)	
特 許	特許登録料(最初3年分)	基本料	45,000	40.54
		1項毎の加算料	39,000	35.14
	4～6年度の各年分	基本料	40,000	36.04
		1項毎の加算料	22,000	19.82
	7～9年度の各年分	基本料	100,000	90.09
		1項毎の加算料	38,000	34.23
	10～12年度の各年分	基本料	240,000	216.22
		1項毎の加算料	55,000	49.55
13～15年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
16～18年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
19～21年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
22～25年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
実 用 新 案	実用新案登録料(最初3年分)	基本料	36,000	32.43
		1項毎の加算料	12,000	10.81
	4～6年度の各年分	基本料	25,000	22.52
		1項毎の加算料	9,000	8.11
	7～9年度の各年分	基本料	60,000	54.05
1項毎の加算料		14,000	12.61	
10～12年度の各年分	基本料	160,000	144.14	
	1項毎の加算料	20,000	18.02	
13～15年度の各年分	基本料	240,000	216.22	
	1項毎の加算料	20,000	18.02	
デ ザ イ ン	デザイン登録料(最初3年分)	75,000	67.57	
	4～6年度の各年分	35,000	31.53	
	7～9年度の各年分	70,000	63.06	
	10～12年度の各年分	140,000	126.13	
	13～15年度の各年分	210,000	189.19	
商 標	商標出願登録料(1ヶ類毎) 10年分一括納付	211,000	190.09	
	商標出願登録料(1ヶ類毎) 5年分2回分納	132,000	118.92	
	商標更新登録料(1ヶ類毎) 10年分一括納付	310,000	279.28	
	商標更新登録料(1ヶ類毎) 5年分2回分納	194,000	174.77	

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。